

返戻金制度

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の全額または一部を返戻する制度）について、以下の通り定めます。

入社した紹介者が、退職または紹介者の責めに帰すべき理由により解雇された場合、当該退職又は解雇が入社後 1 か月以内に退職した場合には支払われた紹介手数料の 80%、入社後 1 か月を超え 3 か月以内に退職した場合は 50%、入社後 3 か月を超え 6 か月以内に退職した場合は 10%を乙は甲に返金いたします。

株式会社 ラッセルズ